

## 第9回文化審議会文化財分科会企画調査会 概要

日 時：令和4年7月27日（水）10：00～11：30

出席委員：根立会長、大野会長代理（オンライン）、近藤会長代理、川野邊委員、小林委員（オンライン）、野川委員、山本委員

農林水産省、林野庁、経済産業省からの発表後、下記の通り意見交換を行った。

- ・文化財で使う硬い竹について、生育する場所が減少し入手しにくくなっていると聞くと、林野庁として対策や直接的な支援を行っているか。
- ・竹は、細分化された用途に応じて、少数の生産者が細々と生産を続けている状況。使用量が少ないことから生産量が減少しているという話も直接届いてはいないが、林野庁では、放置竹林問題に対する管理・駆除活動や、竹資源の活用に関する支援制度がある。森林・山村多面的機能発揮対策事業では、里山等の整備の際に行う竹の伐採活動や機材の費用を支援しており、全国の竹林整備に使われている。（林野庁）
- ・各省庁における情報発信の対象や内容の共通理解のための取組について教えて欲しい。
- ・文化財の原料作物の場合、製品を若い世代がよく知らない場合が多く、取組主体により濃淡があるが、この世代に重点をおいて発信している。また、外国産との差別化の観点から、国産の品質の良さや生産者の思いを、これまで受け継がれてきた伝統や知識も含めて発信している。（農林水産省）
- ・漆や桐といった特用樹は、生育に長い年月がかかるため、消費者への発信のほか、産地が資源を守り育てていくために必要な取組についても発信をしている。また、国有林については、全国にある出先機関を通じて市町村、NPO、学校等と情報交換を行っている。（林野庁）
- ・伝統的工芸品については、国、伝産協会のサポートのもと、各産地において特徴に応じた国内外への幅広い発信を行うことや、モノからコトへの消費動向を踏まえた発信が重要。また、伝統的工芸品に指定されている産品が付ける伝統マークは、品質の信頼性のアピールになっている。（経済産業省）
- ・例えば楽器への利用など、間伐材の活用制度や支援はあるのか。また、尺八は、生産地を特定地域に限定することが難しいが、伝統的工芸品として指定される可能性があるか。
- ・間伐をするという行為や、林業者、木材産業者に対しての支援はあるが、間伐材に限定した支援はない。（林野庁）
- ・政策の主目的ではないものの、副次的に文化財利用される場合もある。例えば奈良県五條市では、農林水産省が推進する野生鳥獣の捕獲後のやジビエ肉の商品加工への支援の過程で、副産物として出る鹿の皮から膠を作り、京都や奈良の文化財の補修に使用している。（農林水産省）
- ・県をまたいで産地が形成されていても、要件を満たせば伝統的工芸品に指定される可能性はある。（経済産業省）

- ・原材料・用具の確保に関する課題として、生産量の減少があり、理由として技術者や後継者の減少や価格の高騰が挙げられるが、両者はレベルの異なる課題である。
- ・各省庁の施策や取組をマッピングして、他省庁でできておらず文化庁としてやれることを洗い出す必要があるのではないかと。
- ・漆を採取した後、伐採した木はどうなるのか。
- ・漆の液は非常に強いアレルギー反応の原因になるため、伐採して間もない漆の木のほとんどは燃料として使用されているのが実態。より高付加価値な活用方法としては、木の皮を使用した染色や、漆器の林地としての使用に関する研究が行われていると承知。(林野庁)
- ・指定された伝統的工芸品は、これまでに取り消されたことがあるのか。また、指定された場合、産地の組合や団体が、産業動向や課題について経済産業省に対して毎年報告することになっているのか。
- ・伝統的工芸品について、これまでに指定を取り消した事例はない。また、国が報告を受ける仕組みにはなっていないが、伝産協会が毎年行っている各産地の状況調べを把握できるようになっている。(経済産業省)

以上